



**2022/10/2**

**原発をめぐる裁判の現状と函館市  
大間原発差し止め訴訟の課題**

---

**函館市大間原発差し止め訴訟弁護団  
海渡雄一**

# 今日のお話

---

- 1 東京電力福島原発事故の責任をめぐる裁判  
とりわけ、東電役員に13兆円余の損害賠償支  
払いを命じた7.13株主代表訴訟判決の意義**
- 2 2022.1 311子ども甲状腺ガン裁判提訴の意  
義**
- 3 泊原発差し止め札幌地裁判決の意義**

# 福島第一原発を襲った津波と司法



# 福島原発事故後の原発関連訴訟

被害にあった住民の東電や国に対する**損害賠償訴訟**

東電役員の刑事責任を明らかにするための**刑事訴訟**

東電役員の民事責任を明らかにする**株主代表訴訟**

原発の再稼働をとめ、設置許可の取り消しなどを求める民事・行政訴訟

そして、東電役員の個人的な過失責任を問うことのできるの  
は、東電刑事裁判と株主代表訴訟のみである

# 刑事裁判における証拠を用いて国と東京電力の責任を認めた判決が続いていた

・確かに刑事裁判の一審裁判所は被告らに無罪判決を下した。しかし、刑事裁判の同じ証拠をもとに、東電の過失責任を厳しく断罪した判決が次のとおり多くある。

・最終準備書面第2分冊第3章第10

- ①福島地裁平成29年10月10日判決（判時2356号3頁）
- ②京都地裁平成30年3月15日判決（判例時報2375・6号14頁）
- ③松山地裁平成31年3月26日判決（判例集未掲載）
- ④仙台高裁令和2年3月12日判決（判例時報2467号27頁）
- ⑤仙台地裁令和2年8月11日判決（判例集未掲載）
- ⑥仙台高裁令和2年9月30日判決（判例時報2484号185頁）
- ⑦高松高裁令和3年9月29日判決（判例集未掲載）

・生業訴訟・仙台高裁令和2年9月30日判決は、津波バックチェックに係る2008年頃の東電内部の資料の記載等を取り上げ、以下のように判示し、東電の義務違反の程度は「決して軽微とはいえない程度」として「慰謝料の算定に当たって考慮すべき要素の一つ」とした。

## 6.17 最高裁は国の責任を否定

---

2022年3月4日、仙台高裁高裁判決と前橋避難者訴訟と千葉避難者訴訟の東京高裁判決の3件の訴訟の上告審を審理する最高裁第2小法廷(菅野博之裁判長)は、東電による上告を棄却し、生活基盤の変化や「ふるさと」を失った損害などとして、いずれも原発事故の賠償に関する国の基準を上回る慰謝料の支払いを命じていた高裁判決が確定した。

高裁の判断が分かれていた国の責任については、最高裁は四件の事件について4月と5月に、国と住民側双方の主張を聞く弁論を相次いで開き、6月17日に判決を言い渡した。

結果は国に対する請求を棄却するという予想外のものではあった。

# 2022年6月17日 最高裁判決 (損害賠償訴訟)

---

- 3対1で国の責任を認めなかった。
- **多数意見の問題点**
  - 原判決で適法に確定した事実認定からの逸脱  
防潮堤等の設置を対策の基本として多重防護を否定した誤り
  - 明治三陸計算結果についての認識の誤り
  - 東側の防潮堤の要否を曖昧にした誤り
- **多数意見は、長期評価の信頼性を前提にしている。**
- **三浦裁判官の反対意見こそが真の最高裁判決である。**

# 三浦守裁判官とは 何者か？



- ・法務省・赤レンガ派の超エリート検察官
- ・検察庁における最終ポストは大阪高検検事長(検察のナンバー3)
- ・夫婦別姓選択制度を認めない現在に制度について違憲意見を書き、注目されていた。
- ・就任直後の朝日新聞のインタビューで次のように答えていた。  
「大型の公害訴訟や住民訴訟の中には、多くの市民が原告となって権利侵害や損害の認定が困難な一方、早期救済が期待されるケースもあります。そのような難しい判断を迫られた際、答えを導き出すためにご自身が最も重視されているのはどのような姿勢ですか」との問いに「司法は、法の支配と個人の権利利益の救済という責任を迅速かつ適正に果たすことが求められます。様々な事情により困難な判断を伴う事案もありますが、裁判官としては、個々の事件でそれぞれの当事者の立場や思いを理解し、主張に十分耳を傾け、広い視野のもと、十分な検討と洞察に基づいて、法的な判断を適切に行うべきものと考えています。」と答えていた。



# 三浦守裁判官の反対意見のポイント

---

- ① **法令の趣旨、目的を正しく認定**
- ② **技術基準についての正確な解釈**
- ③ **長期評価の信頼性を事実経過に基づき正確かつ詳細に認**
- ④ **多数意見のいう南東側だけでなく、東側からも遡上する可能性を想定することは当然である**
- ⑤ **防潮堤以外に水密化等の多重的防護が必要である**
- ⑥ **法令の解釈もせずに、さらには国や東電の不作為や懈怠による認識の不十分さを何ら批判することなく前提にした多数意見を痛烈に批判**
- ⑦ **非常用電源設備が浸水により機能を喪失する可能性に着目すべきであって、多数意見のいう規模の違いの強調に意味はない**
- ⑧ **防潮堤が完成するまでの間、水密化等を講じる必要があった**



## 福島原発事故の責任をめぐる訴訟3

2022/7/13 東京地裁は被告勝俣、清水、武藤、武黒の責任を認め13兆3千億円の支払いを命じた。

# 被告らは連帯して13兆3210億円を東京電力に支払え この判決は仮に執行することができる

## 判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 主 文

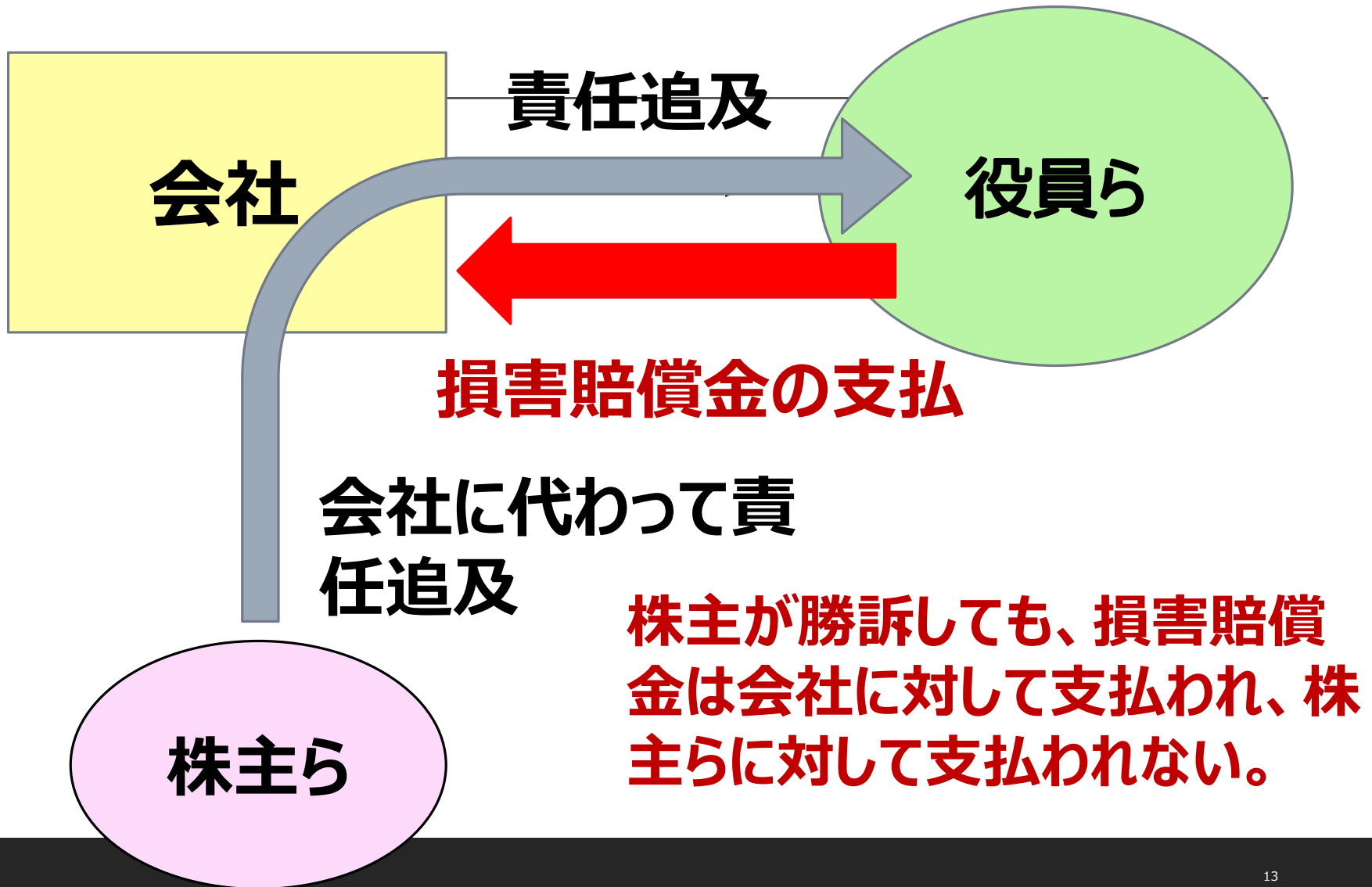
- 1 被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤は、東京電力に対し、連帯して、13兆3210億円及びこれに対する平成29年6月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 本件原告らの被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に対するその余の請求並びに被告小森に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、本件原告らに生じた費用の55分の26と被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に生じた費用の22分の13を被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤の連帯負担とし、本件原告ら、被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に生じたその余の費用と被告小森に生じた費用を本件原告らの負担とし、補助参加の費用は、これを22分し、その13を東京電力の、その余を本件原告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

# 1 3 兆 3 2 1 0 億円の内訳

	原告の請求	判決
① 廃炉・汚染水対策費用	東電改革提言によると 8 兆円 2020 年度第 4 四半期までに約 1 兆 5 6 4 5 億円を支出（東電主張 を引用）（東電が 2021 年度第 2 四半期 までに約 1 兆 6 1 5 0 億円を支出と主 張。）	1 兆 6 1 5 0 億円
② 被災者に対する損害賠償費用	東電改革提言によると約 8 兆円 令和 3 年 9 月末時点で 7 兆 0 8 3 4 億円の賠償金支払いの合意	7 兆 0 8 3 4 億円
③ 除染・中間貯蔵対策費用	東電会改革提言によると 6 兆円 環境省が平成 31 年度までに要す る累計金額は、4 兆 6 2 2 6 億円	4 兆 6 2 2 6 億円
合計額	2 2 兆円	1 3 兆 3 2 1 0 億 円

# 株主代表訴訟とは

(会社法847条3項)



# 株主代表訴訟の根拠は会社法 4 2 3 条 役員の仕事懈怠

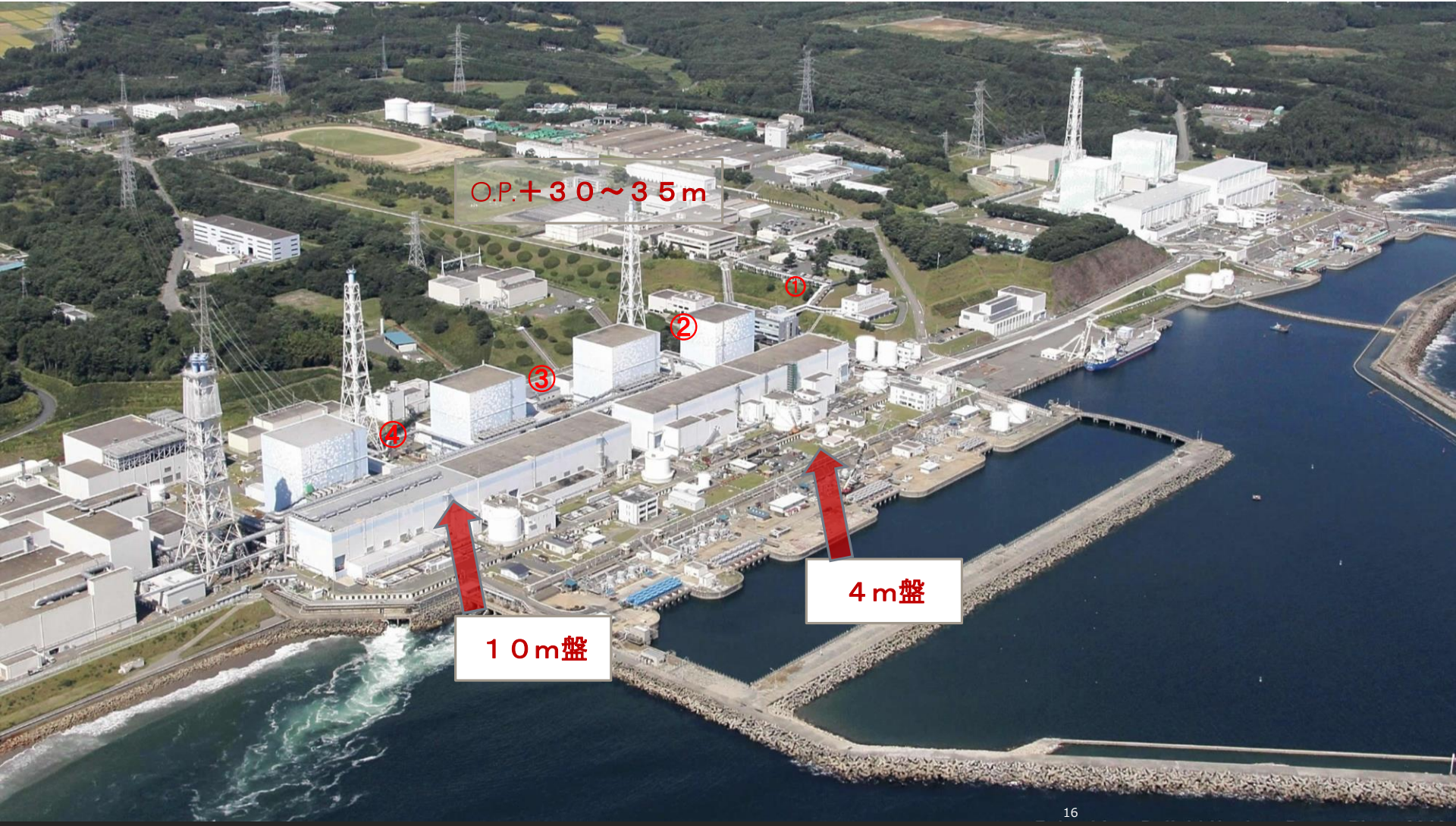
**（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）**

**第四百二十三条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この章において「役員等」という。）は、その仕事を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。**

# 国そのものの崩壊につながりかねない

「原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、**国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねないものであるから、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務がある**ことはいうをまたない(最高裁昭和60年(行ツ)第133号平成4年10月29日第二小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照)。(判決文84頁)

# 深い被害の認定の背後には 2021.10.29 現地進行協議





# 2021.10.29 現地進行協議 3.11後はじめて 裁判所が福島第一 に入った!



(1)高台を掘り込んだ地盤に建築されている 現地の4メートル盤と10メートル盤 もともと津波に脆弱

(2)水密化するべき箇所 結果回避ができたかどうかの判断のために現地を見る 大物搬入口・ルーバー (重要機器設置室扉)

(3)帰還困難地域 原発事故の被害の重大性

原発に求められる安全性の高いレベル

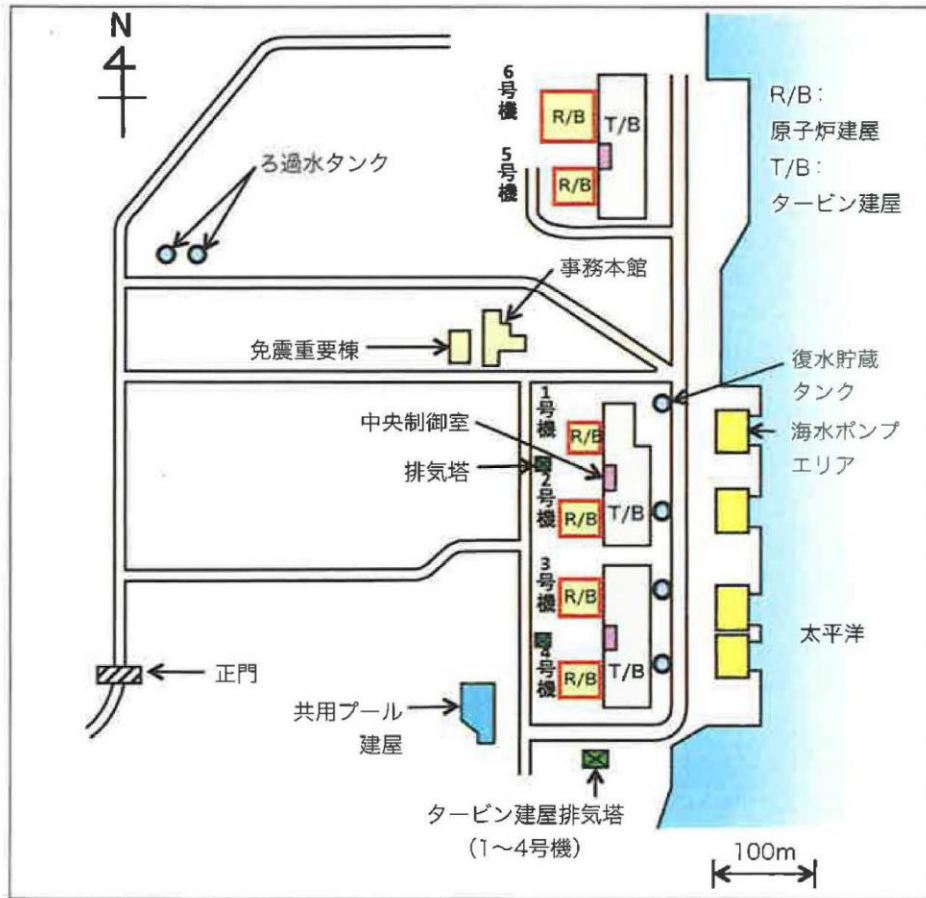


図1-2 主要部平面図



主要部敷地高さ10m

海水ポンプエリア  
敷地高さ4m

図2-2 福島第一原子力発電所中心部の海拔高さ

甲44「政府事故調技術解説」

# 現地進行協議の3つの意義

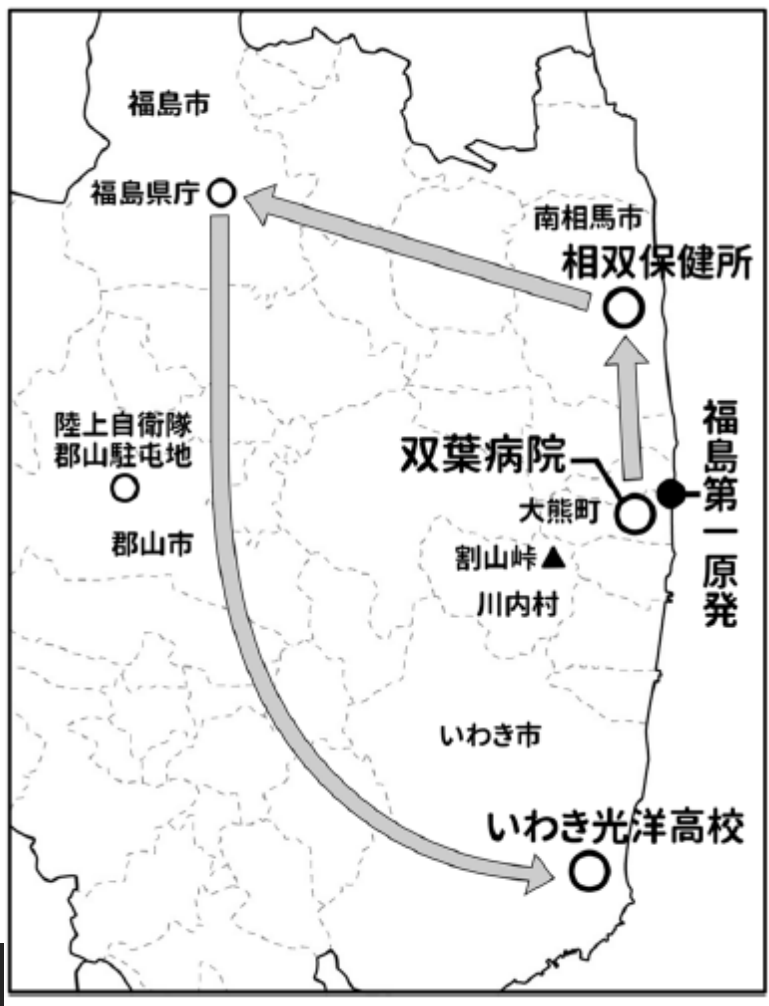
- ・裁判所は、福島原発現地に足を運び、原発そのものと敷地の実情をつぶさに見た。
- ・福島第一原発は、もともと約30メートルの高台の台地を20メートルも掘り込んで、すり鉢状の敷地に建設されており、**津波に脆弱な敷地**であることが立体的に確認できた。
- ・**現場敷地内に防潮壁を建設することは十分可能であったこと、事故後の建屋や重要機器室の水密化の措置を確認し、事故前にもそのような措置は容易だった**ということもわかった(甲1091)。
- ・さらに、駅から原発敷地までの間、帰還困難区域の中をバスで移動し、広範な帰還困難区域の被害実情については、報告書で集中的に説明した。



爆発直後の福島第一原発

# 双葉病院からの避難

刑事事件で取り調べられた証拠（双葉病院関係者、自衛隊員等の供述調書）、尋問調書を東電株主代表訴訟に取り寄せることができ、証拠提出できた。



国立病院機構災害医療センター 近藤久禎  
「東京電力福島第一原発事故対応におけるDMATの活動」

## 自衛隊員の供述調書

「線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなってきて、まるで、放射線の塊が近づいてくるような感覚」

「随行していた若い医官も『もうだめだ、逃げろ』などと叫び始めました。」

# 推本(地震調査研究推進本部)の長期評価に津波対策を基礎づける信頼性はあるか

---

# 2002年推本長期評価公表

▶政府の地震調査研究推進本部から、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード8クラスの地震が起き得るとの見解（長期評価）が公表された。



**過去400年に3回のプレート間津波地震が起きている。**

---

**1611年 慶長三陸沖津波地震**

**1677年 延宝房総沖津波地震**

**1896年 明治三陸沖津波地震**

**このような想定について、委員から、明確な反対意見は口頭でもメールでもなかった。最終的なとりまとめに反対した委員もいない。**

# 株代訴訟判決は 長期評価の高い信頼性を肯定

- ・長期評価については、わが国の有数の地震学者を集め、様々な意見が出されながら、最終的には異論なくまとめられた経過から、高い信用性が認められる。
- ・他方で、土木学会の2002年津波評価技術は波源を検討してまとめられたものではない。
- ・東電刑事裁判についての2019年9月19日付の東京地裁一審判決は、推本の長期評価には原子炉の停止を基礎づけるまでの信頼性はなかったとし、他の結果回避措置について判断しないまま、被告人らを無罪としたもので、正反対の判断がなされている。
- ・6月16日に言い渡された最高裁判決の多数意見は不思議なことにこの争点について判断を避けている。三浦少数意見では、本判決と同じように津波対策を基礎づけ芽信頼性があったことを認めている。



# 推本長期評価分科会委員・気象庁元地震火山部長濱田信生氏の株代訴訟・証人尋問

2001年12月7日の同分科会第8回から02年6月18日第13回までの議論で、長期評価が全員一致でまとめられた

---

政府の地震調査研究推進本部（地震本部）の長期評価（2002）[1]で、「三陸沖から房総沖の日本海溝沿いのどこでもM8.2程度の津波地震が起こりうる」と予測した内容について、濱田氏は、地震学会のトップクラスの研究者十数人が議論を重ねて、「**異議を申し立てた人はいなかった**」。

インドネシア・スマトラ島沖で2004年に大地震が発生したことが地震学に与えた影響だ。想定外の津波で20万人以上が亡くなったこの地震以降、過去の記録にもとづいただけの地震対策では足りないと考えられるようになってきていた。

「当時の地震学界を代表するようなメンバーを集めて、議論をして、激しい意見対立がなく、こういう形でまとまった。いろいろわからないことはいっぱいあるわけだけれども、科学的に純粹に、外部の雑音も無視して、検討するとこういう結果になりますよと示したものだ。**当然尊重されてしかるべきだ**と思う」

# 島崎邦彦部会長

## 「付加体と関連付けるのは一仮説にすぎない」

---

**谷岡佐竹**論文のように、付加体が津波地震の発生に影響していると考えられる仮説はあった。

しかし、**島崎邦彦**氏は、「当時は、いろんな仮説が出ていて、例えば付加体があるところで津波地震が起こるんだという主張があると同時に、でも付加体がないところでニカラグアの津波地震が起きたじゃないかとか、いろんな仮説が提唱され、それらについての議論がされている状況」

「そういう状況で、どれかの仮説を選んで、それに乗るといいのでしょうか、それで判断するというのは非常に危険な状態ですので、そういうことではなくて、明らかな事実、それからみんなが認めるプレートを適当に移すみたいなの基本的な考え方に基づいて判断をしました」

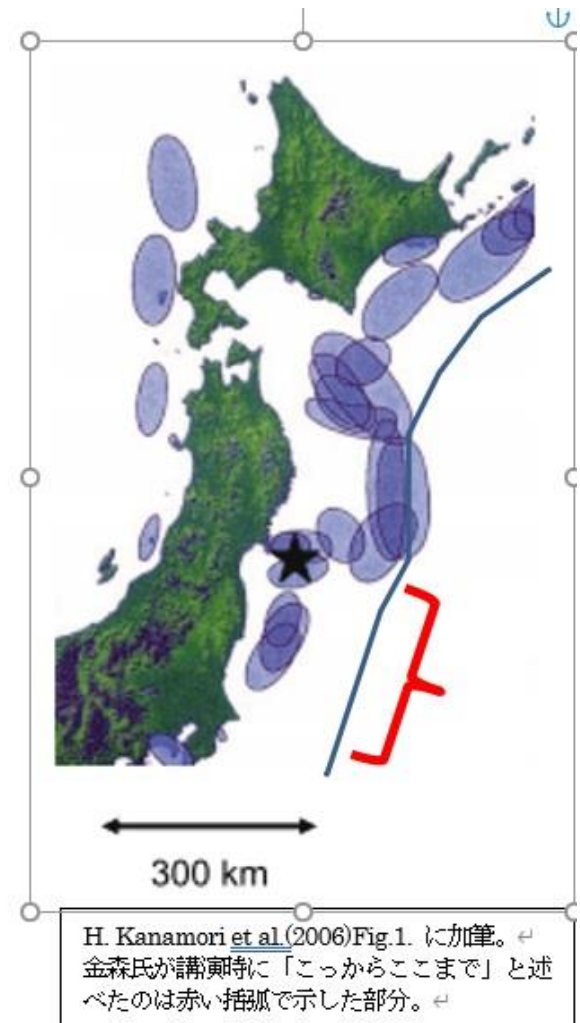
# 金森博雄カリフォルニア工科大学名 誉教授

(元東京大学教授, カリフォルニア工  
科大学教授, 米国地震学会会長)

世界的な地震学者である金森博雄氏は「福島あたりはカップリングが固着している。にもかかわらず1400年間大きな地震がない。」

「スマトラ地震に匹敵するような地震が起こる可能性はあるし、ゆっくりとここで貯まっている歪みが解放される可能性もある。」

福島県沖の海溝寄りで津波地震が発生する可能性はありと明確に述べている。



# 被告らの任務懈怠について

---

# 東電土木グループは津波対策を実施する方針であった

---

- ・判決はその前提として武藤に説明を行った、東電の土木グループは津波対策を講ずる方針を固めていたと認定した。
- ・そして、この方針を社内に説明し、2008年2月の御前会議で社長にも方針を説明し了承を得、3月の耐震バックチェック中間報告時の質疑用にまとめられたQAの中でも推本の長期評価に対応するための津波対策を講ずる方針が説明されていたことなどを認定している。
- ・土木学会への津波検討依頼を方針とする武藤決定は土木グループの提案を覆したものであると認定している。

# 山下和彦中越沖地震対策センター長の 決定的な検察官調書

## 推本の長期評価を取り入れる方針は2月の御前会議 と常務会で了承・承認されていた

---

推本の長期評価は最新の知見であり、最新の知見を考慮することは当然と考えられていた。

2008年2月16日の中越沖地震対策センター会議〈御前会議〉で、山下氏は、原子力整備管理部として、自ら勝俣社長らのいる場で推本の長期評価を福島原発のバックチェックにおいて取り入れるという方針を説明し、この方針が異議なく了承された。武藤・武黒被告人らは、これを否定。しかし、資料には明記されており、他のメール等とも符合する山下氏の説明は合理的である。

この当時は、津波の評価が高くなっても、10m盤を超えることはなく、4m盤上の海水ポンプの機能を維持すれば良く、ポンプの水密化やポンプを建屋で囲う程度の改造ならば、2009年6月のバックチェック最終報告に間に合うと考えていた。

2008年5月下旬あるいは6月上旬に、私と吉田昌郎原子力設備管理部長は酒井氏と高尾氏から、福島第1の津波評価が15.7mとなっているとの説明を受けて、大変驚いた。

## 2. 16 御前会議資料

# 7. 7m以上、さらに大きくなる可能性

### 4. 地震随件事象である「津波」への確実な対応

#### (1) 津波高さの想定変更（添付資料参照）



	従 来	見直し(案)	備 考
津波高さ	+5.5m	+7.7m以上	詳細評価によってはさらに大きくなる可能性
算出手法	土木学会の手法	土木学会の手法	変更なし
理 由	海溝沿いの震源モデル考慮せず	海溝沿い震源モデルを考慮	指針改訂に伴う基準地震動Gs策定において海溝沿いモデルを確定論的に取扱うこととしたため。

(東電株代訴訟  
甲297号証)

## 2. 16 御前会議資料（耐震技術グループ作成） 津波への確実な対処

### 4. 地震随件事象である「津波」への確実な対応

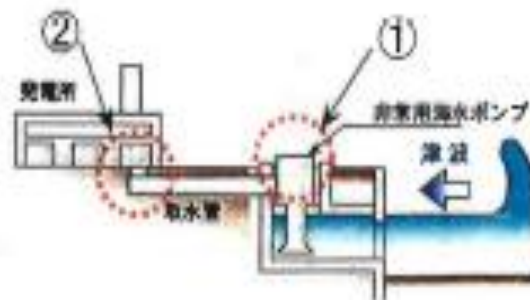
#### (2) 対策検討

##### ① 非常用海水ポンプの機能維持（特に1F）

- ポンプモータ予備品保有（暫定対応）
- 防水電動機等の開発・導入（本格対応1）
- 建屋設置によるポンプ浸水防止（本格対応2）

##### ② 建屋の防水性の向上

- 津波に対する強度補強
- 貫通部、扉部のシール性向上 等



##### ③ 引波対応（非常用海水ポンプ）

- インターロック追加（ポンプ自動停止）

（東電株代訴訟  
甲297号証）



**東電土木調査グループが6月10日と7月31日の会議で被告武藤に説明したのは長期評価の見解及び明治三陸試計算結果を採用して対策工の検討に進むべきであり、それが可能であるということ**

- ①長期評価の見解について、理学的には否定できず、地震研究者の間でも相応の支持があり、有力な研究者に確認した結果からも、その信頼性を否定できない**
- ②バックチェックの基準地震  $S_s$  の評価には長期評価の見解を取り入れ、東通原発の設置許可申請でも取り入れていながら、福島第一の津波評価において取り入れないとすることは困難である、**
- ③日本原電東海第二などが、長期評価の見解を取り入れた津波対策を検討中であるのに、東京電力が取り入れないとすることは困難である、**
- ④長期評価の見解を前提とした場合には、明治三陸試計算の波源モデルが合理的であり、津波対策工の検討は必要かつ可能である、**  
(判決要旨 17頁)

「また、酒井は、被告武藤の質問に答える形で、長期評価の見解について明確な根拠は示されておらず明治三陸試計算の信頼性は余りないなどと述べたが、同時に、長期評価の見解を 理学的に否定できないことも述べており、主眼とする上記説明内容を否定する趣旨でなかったことは明らかである。

このような経緯に照らせば、被告武藤の上記判断は、社内の専門部署である東電土木調査グループの説明及び意見に依拠したものではなく、これに反する独自の判断であった。被告武藤が、東電土木調査グループの説明に依拠するのであれば、長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試計算結果の相応の科学的信頼性を肯定し、津波対策を速やかに実施する判断をすべきであった。」（判決要旨 17頁）

# 判決は2008年7月31日の判断を2つに分けた

- ・2008年6/7月津波対策の実施を進言した東電の土木グループの提案を退け、津波の評価を土木学会に依頼し(武藤決定)、その評価がまとまるまでの数年間の間、何の対策も講じなかった(本件不作為)ことについて、裁判所は2つに分けて判断を示した。

- ・前者については対策の先送りの疑いはあるが、かろうじて合理性を肯定できるとした。

- ・しかし、後者の不作為は敷地に浸水する津波に対して、原子炉が対応ができていない状態となり、これを肯定する余地はないと断罪した。

このような判断は高裁の審理をにらんで、破棄されにくい論理を選択したと評価できる。

# 対策先延ばしの意図を根拠づける事実も認定している判決

---

- ・もともと、東電土木調査グループの酒井が、他の原子力事業者との打合せにおいて、武藤決定の方針をとることについて、**柏崎刈羽原発が停止している中で福島第一原発及び福島第二原発も停止することになれば、東京電力の経営的にどうなのかという話である旨を述べたこと、**
- ・同じく酒井が、同グループの高尾及び金戸に対して送ったメールにおいて、長期評価の見解に言及した後、**貞観津波に関連して、電共研で時間を稼ぐのは厳しくないかと指摘し、武藤決定について津波対策を講じないための時間稼ぎと受け止めていたこと、**
- ・また、**日本原電内の会議において、武藤決定の方針に関し、こんな先延ばしでいいのか、なんでこんな判断をするんだなどの発言が出るなど、批判的な反応があったこと等に照らすと、**
- ・武藤決定が、東京電力の経営に鑑みて対策を先延ばしにする意図でされたものである疑念も払拭できないところではあるが、その点を踏まえても、武藤決定の一定の合理性が否定されるものではない。

# 6. 10 武藤説明資料

## ○津波の波源

不確かさを考慮すべきとする  
指針の精神、専門家の意見を踏まえ  
福島沖の海溝沿いを波源とする  
津波の検討を実施中

資料109  
P.A138 2~6T  
福島第一・第二原子力発電所津波評価の概要

### 福島第一・第二原子力発電所津波評価の概要

1. これまでの経緯

平成14年2月

○土木学会手法による津波評価の公表

**評価結果**  
波源：三陸沖、宮城県沖、福島県沖、房総沖、テリ沖を検討対象  
計算結果：(最高水位) 福島第一 O.P.+5.4m~+5.7m, 福島第二 O.P.+5.1m~+5.2m  
(最低水位) 福島第一 O.P.-3.6m~-3.5m, 福島第二 O.P.-3.0m~-2.9m  
安全性：水位下降時に、一部の非常用海水系ポンプについて吸い込み不可能となるため、手順書を変更。水位上昇時に対して非常用海水系ポンプの軸受設置レベルをかき上げ。

平成14年7月

○地質調査研究促進本部の報告(添付資料-1)  
三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震(津波地震)、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート内地震(正断層型)の震源域について近域内でどこでも発生する可能性がある。

○土木学会(Phase II)での評価(平成15~17年度)  
福島沖の海溝沿いを波源とした津波が起きたとする事実が得られていないことから、津波P.S.Aで取り扱うこととした。  
【確定論で取り扱うべきとの意見はなし】

○ロジックツリーの分岐に関するアンケート結果  
ロジックツリーの分岐の重み付けを検討する際に、専門家に海溝沿いの地震発生の可能性についてアンケートを実施  
地震学者の平均(添付資料-2)  
どこでも起きる : 0.65 0.6  
福島沖は起きない : 0.35 0.4

※上記検討結果に基づく津波ハザード由線は参考資料-3に示す。

平成18年9月

○耐震設計審査指針の改訂  
基準地震動 S<sub>0</sub> の予定過程に伴う不確かさ(ばらつき)については、適切な手法を用いて考慮することとする。

○S<sub>0</sub> 策定における海溝沿いの震源に関する検討  
不確かさを考慮として、福島沖の海溝沿いの地震を想定し、S<sub>0</sub> 策定に影響がないことを確認。  
※東通申請書では標準的知見(三陸沖北部から房総沖の領域内でどこでも発生)を参照し、三陸沖に地震を想定。

○津波の波源  
不確かさを考慮すべきとする  
指針の精神、専門家の意見を踏まえ  
福島沖の海溝沿いを波源とする  
津波の検討を実施中

会議後回収

実際に発生した津波・波源をもとに、波源の不確かさを考慮し、津波水位を想定

実際に発生していない津波についても確率論で考慮

不確かさを考慮として実際に発生していない津波についても確定論として考慮

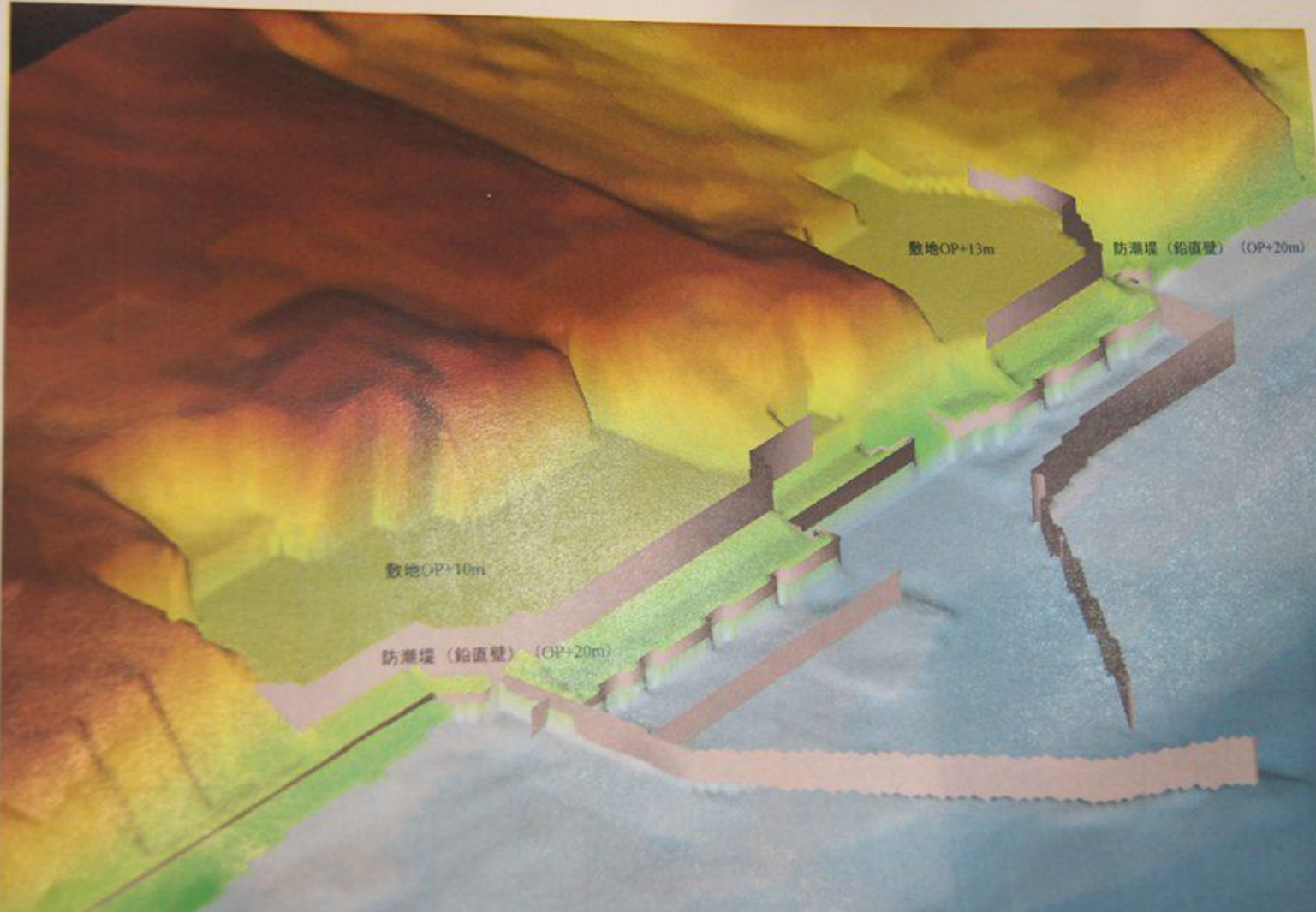
(関係会社の状況)

- 日本原電 東海：原子炉設置位置が浸水する。防潮壁の設置、建屋扉の水密性等の対策を検討中。ポンプ室(非常用系一体)についても現在の個體レベルを超えるため、復旧のかき上げ、水位ポンプの採用、移設等について検討中
- JAEA 東海：再処理施設が浸水する。敷地全域への浸水防止は困難なため、重要施設への浸水を防ぐ対策を検討中
- 東北電力 女川：宮城県沖を境に南北では確定的に考慮すべきと考えるが、宮城県沖を中心とした波源は確定的に考慮する必要はないと考え、学識経験者の意見を伺う予定。その結果を踏まえて、ハード・ソフトの対策を検討予定。

○東北大学教授(H20/2/26)  
福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できず、波源として考慮するべきであるとの見解。  
○東大地震研佐竹教授(H20/6/9)  
設計事象で扱うかどうかは難しい問題との見解。

# 津波対策の立体図

別図①立体図



## 対策の先送りは、過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すもの

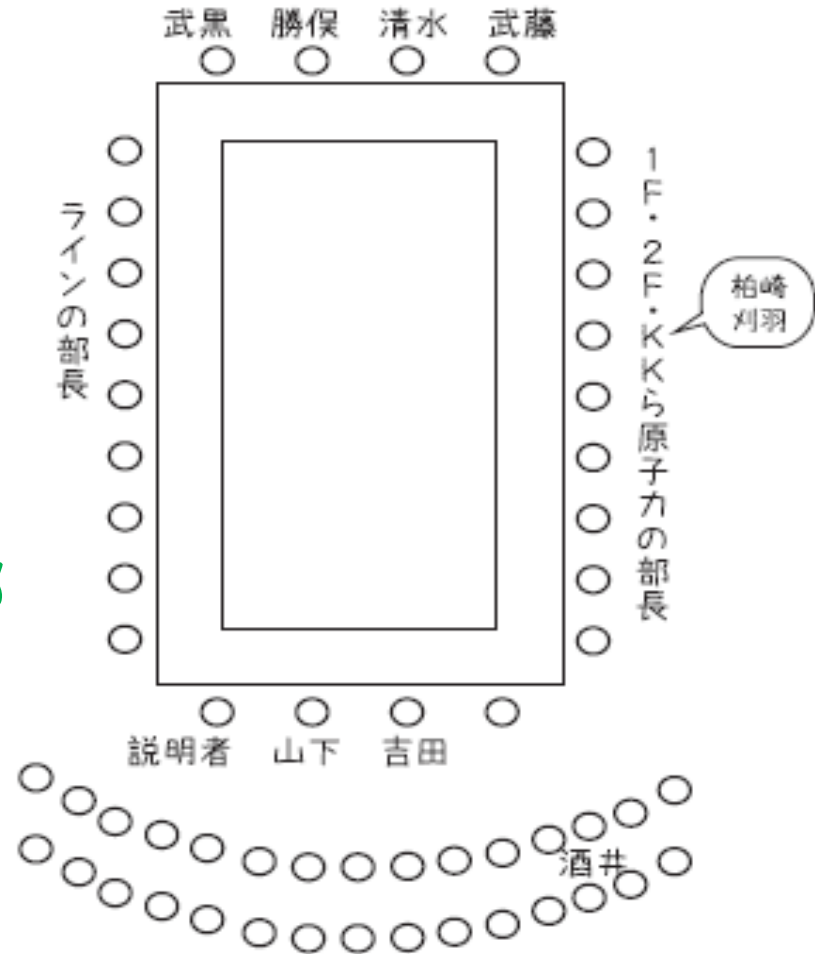
- ・数年かけて土木学会に検討を依頼するという判断は、津波が襲来した場合には過酷事故に直結する可能性が高く、その場合の被害の甚大さに鑑みれば、原子力事業者である東京電力にとって、優先順位の高い、緊急の重要案件であって、経営の根幹にも関わるべき問題であった。
- ・このように考えることが、本件事故後の「後知恵」であるというのであれば、それは、突き詰めれば、そのような津波は、防潮堤等の対策が完成するまでの間に、実際には来ないであろうという認識が、東京電力において一般的であったということになるが、それは、取りも直さず、本件事故前における、被告ら及び東京電力が原子力事業者として有していなければならない、基本的ともいえるべき、過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すものであって、許容できるものではない（判決要旨18頁、19頁）

## ■ 御前会議

# これが御前会議だ！

正面は武黒・勝俣・清水・武藤  
対面するのは山下・吉田と説明者  
左側はラインの本店部長  
右側には各原発の所長以下の幹部

人見やよい  
「東電刑事裁判傍聴  
Handbook」より



▲酒井GMが公判で描いた図を再現

勝俣、武黒、武藤ら、一番偉い人から部長たち、部署のトップまでが一同に集まる会議を「御前会議」と呼んでいた(酒井GM談)

後ろに座っている社員が、前に出て説明する。  
資料は紙で配る(残しちゃまずい資料は回収)。



# 平成21年2月11日の御前会議

「福島第一原発の津波バックチェックについての報告がされる中で、津波評価技術に基づく津波高計算でかさ上げが必要となるのは、福島第一原発5号機及び6号機の4m盤上の非常用海水ポンプのみであるが、津波評価技術の手法の使い方をよく考えて説明しなければならない、**もっと大きな14m程度の津波が来る可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるか、そこから整理する必要があるという発言(吉田発言)がされ、これをめぐる議論が行われた。**

議論では、14m程度の津波が来る可能性があるというのが相応の権威のある機関の見解であること、かかる津波の襲来により、福島第一原発及び東海第二原発で津波が敷地に遡上することになるが、**東海第二原発を設置、運転する日本原電はこれに対応するための改造を検討中であること、東京電力は、日本原電とは異なり、直ちに津波対策工を実施しておらず、かかる津波の取扱いを検討中であること**等についての説明がされたか、これが前提となっていた。」(判決要旨27頁)

# 原子力・立地本部の判断が著しく不合理なものでないかどうか、調査・確認することなく、信頼したことは、善管注意義務の観点からは、許されない

「そうすると、被告勝俣及び被告清水としては、14mの津波の襲来可能性の見解を述べているのが、他の原子力事業者も対策を迫られるような相応の権威がある機関であること、津波対策が新たに実施されない限り、14mの津波が福島第一原発1号機～4号機に襲来した場合に過酷事故が発生する可能性があることを認識したから、14mの津波の襲来可能性があると見る見解の信頼性ないし成熟性が不明であるとして速やかな津波対策を講じない原子力・立地本部の判断に著しく不合理な点がないかを確認すべき義務があり、そのような確認をしていれば、当該見解が地震本部による長期評価の見解であること、明治三陸試算結果、武藤決定及び本件不作為についていずれも認識し、これにより、原子力・立地本部の本件不作為の判断が著しく不合理なものであることを容易に認識し得た。」（判決要旨27頁）

任務懈怠のまとめ

**安全意識や責任感が、  
根本的に欠如していた**

---

「本件の経緯をつぶさに見ると、東京電力においては、本件事故前、万が一にも過酷事故を起こさないよう、最新の科学的知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの度合いに応じて、いかにそれをできるだけ早く講ずるかという、原子力事業者として、当然に、また極めて厳しく求められる安全確保の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、**ほぼ一貫して、規制当局である保安院等との関係で、自らが得ている情報を明らかにすることなく・・・いかにできるだけ現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいかにして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りとなる。**」（判決要旨3 1頁、3 2頁）

「そして、そのように保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえもが、もはや現状維持ができないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、**被告らにおいては、担当部署の意見を容れることなく、さらに自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体(引用者注 これは土木学会を指している)を用いて波源等の検討を続けることにした上、その間、一切の津波対策を講じなかったものである。このような被告らの判断及び対応は、当時の東京電力の内部では、いわば当たり前で合理的ともいい得るような行動であったのかもしれないが、原子力事業者及びその取締役として、本件事故の前後で変わることなく求められている安全意識や責任感が、根本的に欠如していたものといわざるを得ない。」(判決要旨32頁)**

# 今後の展望と課題

---

# 福島原発事故の真実が明らかになった

---

- ・7.13東京地裁判決は福島原発事故が東電役員らの**安全意識や責任感が、根本的に欠如していた**ために起きたものであることを満天下に明らかにした。
- ・我々は、**東電と国の責任の否定・被害の否定に抗する極めて重大な橋頭保を得た。**
- ・東電刑事裁判の控訴審で、この判決の証拠調べを求める弁論再開申し立てが、指定弁護士と被害者代理人からなされた。この判決は**弁論が再開されれば、無罪判決の見直しの可能性が強まる。**



## 第2部

# 3 1 1 子ども甲状腺がん 損害賠償請求訴訟はじまる

---





## 提訴の概要

- 2022. 1. 27 提訴
- 被告は東京電力ホールディングス株式会社
- 請求額は1人、8800万円～1億1000万円
- 原告は7名【17歳～28歳（福島原発事故時6歳～16歳）男性2名、女性4名】のうち、女性1名追加提訴。



# 住民の健康被害を訴える最初の事件

---

**2022年1月27日福島原発事故発生当時に福島で暮らしていた6人の若者たちが、自分たちがり患した甲状腺がんは福島原発事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくと因果関係があることを確認し、原子力損害として損害賠償を求めるために東京電力に対して損害賠償訴訟を提起した。**



# なぜ、子ども甲状腺がんの訴訟が 今まで提起されなかったのか？



- ・ これまで、福島県の住民らが、東京電力・国を被告として提起した訴訟は数多く存在した。
- ・ しかし、健康被害とりわけ小児甲状腺がんの被害に係る集団訴訟は、全く提起されなかった。このような声をあげる行為自体が「福島復興の妨げになる」、「風評加害である」といった不当な圧力が加えられ、被害者とその家族は孤立させられてきたのである。
- ・ そのような中で、6人の原告が提訴に踏み切るためには、大変な勇気が必要だった。彼らの声に耳を傾けてください。



# 原告2さんの意見陳述

---



**3月16日放射線量がとても高かったことを私は全く知りませんでした。**

---

**○3月16日は高校の合格発表でした。地震の影響で電車が止まっていたので中学校で合格発表を聞きました。歩いて学校に行き、発表を聞いた後、友達と昇降口の外でずっと立ち話をして、歩いて自宅に戻りましたが、その日、放射線量がとても高かったことを私は全く知りませんでした。**

**○甲状腺がんは県民健康調査で見つかりました。この時の記憶は今でも鮮明に覚えています。母に「あなただけ時間がかかったね。」と言われ、「もしかして、がんがあるかもね」と冗談めかしながら会場を後にしました。この時はまさか、精密検査が必要になるとは思いませんでした。**



○精密検査を受けた病院にはたくさんの方がいました。この時、少し嫌な予感がしました。血液検査を受け、エコーをしました。やっぱり何かおかしい。自分でも気づいていました。そして、ついに穿刺吸引細胞診をすることになりました。この時には、確信がありました。私は甲状腺がんなんだと。

○わたしの場合、吸引する細胞の組織が硬くなっていたため、なかなか細胞が取れません。首に長い針を刺す恐怖心と早く終わってほしいと言う気持ちが増すなか、3回目でようやく細胞を取ることができました。

○手術の前日の夜は、全く眠ることができませんでした。不安でいっぱい、泣きたくても涙も出ませんでした。

○手術の前より手術の後が大変でした。目を覚ますと、だるさがあり、発熱もありました。麻酔が合わず、夜中に吐いたり、気持ちが悪く、今になっても鮮明に思い出せるほど、苦しい経験でした。



## ガンの肺転移でアイソトープ治療

---

○大学に入った後、初めての定期健診で再発が見つかって、大学を辞めざるをえませんでした。「治っていなかったんだ」「しかも肺にも転移しているんだ」とてもやりきれない気持ちでした。「治らなかった、悔しい。」この気持ちをどこにぶつけていいかわかりませんでした。「今度こそ、あまり長くは生きられないかもしれない」そう思い詰めました。

○手術の後、肺転移の病巣を治療するため、アイソトープ治療も受けることになりました。高濃度の放射性ヨウ素の入ったカプセルを飲んで、がん細胞を内部被曝させる治療です。

○3回目はもっと大量のヨウ素を服用するため入院することになりました。病室は長い白い廊下を通り、何回も扉をくぐらないといけない所でした。至る所に黄色と赤の放射線マークが貼ってあり、ここは病院だけど、危険区域なんだと感じました。病室には、指定されたもの、指定された数しか持ち込めません。汚染するものが増えるからです。病室に、看護師は入って来ません。



もとの身体に戻りたい。そう、どんなに願っても、もう戻ることはできません。

---

○一緒に中学や高校を卒業した友達は、もう大学を卒業し、就職をして、安定した生活を送っています。そんな友達をどうしても羨望の眼差しでみてしまう。

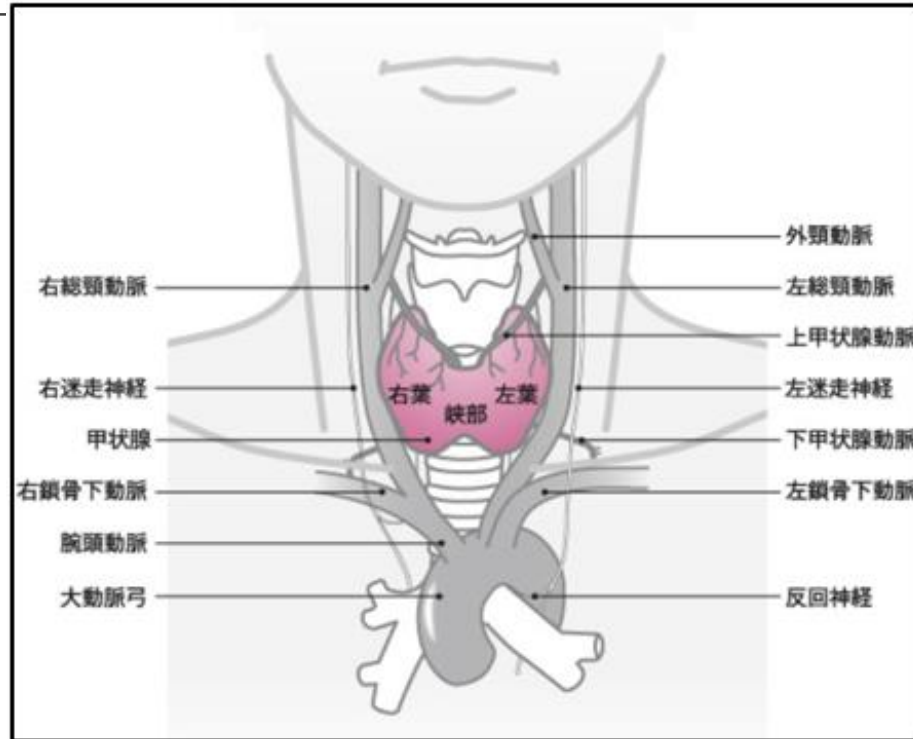
○友達を妬んだりしたくないのに、そういう感情が生まれてしまうのが辛い。病院に行っても、同じ年代の医大生とすれ違うのがつらい。同じ年代なのに、私も大学生だったはずなのにと感じてしまう。通院のたび、腫瘍マーカーの「数値が上がってないといいな」と思いながら病院に行きます。でも最近では毎回、数値が上がっているので、「何が悪かったのか」「なぜ上がったのか」とやるせない気持ちになります。

○体調もどんどん悪くなっていて、肩こり、手足が痺れやすい、腰痛があり、すぐ疲れてしまいます。薬が多いせいか、動悸や一瞬、息がつまったような感覚に襲われることもあります。また、手術をした首の前辺りがつりやすくなり、つると痛みが治まるまでじっと耐えなくてはなりません。自分が病気のせいで、家族にどれだけ心配や迷惑をかけてきたかと思うととても申しわけない気持ちです。もう自分のせいで家族に悲しい思いはさせたくありません。もとの身体に戻りたい。そう、どんなに願っても、もう戻ることはできません。この裁判を通じて、甲状腺がん患者に対する補償が実現することを願います。





# 甲状腺とは



訴状20頁



## 立証責任論について原告らの考え方

- ① 小児甲状腺がんは年間100万人に1～2人しか発生しない希少な癌である。
  - ② 福島県では、事故後38万人の子どもから、少なくとも293名の小児甲状腺がんが発生した。明らかに多発している。
  - ③ 小児甲状腺がん発症の第一の原因は被ばくである。
  - ④ 原告らは相当程度の被ばくをした。
- ➡よって、原告らの小児甲状腺がん発症の原因が被ばくであると事実上推定される。被告がこれを争うのであれば、被ばく以外の原因であることを被告において証明しなければならない。



# 小児甲状腺がんの発生数は、 年間、100万人に1～2人

国立がん研究センター  
「がん統計」  
甲状腺がん発生率100万人当たり  
(1998年から2007年までの10年間の平均)

年齢	男	女	男女計
0～4歳	0.0	0.4	0.3
5～9歳	0.1	0.3	0.2
10～14歳	1.6	2.7	2.2
15～19歳	2.8	8.8	5.8
0～19歳			2.1

甲全第12号  
証



# 小児甲状腺がんの第一の危険因子は 放射線被ばく

## 1. 疫 学

**Cq 1** 甲状腺癌の危険因子にはどのようなものが存在するか？

推奨グレード

A

放射線被曝(被曝時年齢19歳以下, 大量)は明らかな危険因子である。

A

一部の甲状腺癌には遺伝が関係する。

B

体重の増加は危険因子である。

これ以外に科学的に立証された危険因子は、今のところ存在しない。

甲第11号証(甲状腺腫瘍診療ガイドライン2010年版)

3 1 1 子ども甲状腺がん損害賠償請求訴訟



## 被害の状況

- 甲状腺片葉切除術（全員）
- 甲状腺全摘出（一部）
- RAI治療／RI治療（一部）
- ホルモン補充療法（全摘した原告ら）

等



# 甲状腺がんは決して軽い病気ではない

- ・甲状腺がんは決して軽い病気ではない。原告らに対する診断・診療は過剰診断・過剰診療ではない。
- ・福島以外の地域で見つかっている小児甲状腺がんは検診が行われていないために重症化している例が多いことが、311子ども甲状腺せん基金の報告に示されている。
- ・確定診断のための穿刺細胞診は太い針を麻酔なしに首に差し込む、とても痛い検査だ。原告6人のうち、4人が手術後に再発し、甲状腺の全摘手術を受け、生涯ホルモン剤を飲み続けなければならない。
- ・3人は既に放射線治療まで受け、一人は間もなく受ける予定だ。放射線治療は窓のない個室に、家族とも切り離されて孤独に過ごす恐怖の中で行われている。中には転移している原告までいる。
- ・小児甲状腺がんは生命にかかわる病気なのだ。原告の青年たちに「過剰診断」「過剰診療」などと決めつけることは絶対に許されない。



## 将来設計に対する損害

○首の傷は一生消えないため傷が隠れる服を選んで着ています。傷が見える服だと必ず傷について聞かれたり、自殺未遂でもしたのかと心無い言葉を言われたりもしたからです。

○二度目は全摘出かつリンパ腺まで摘出したので、術後は摘出した側の肩が上がりにくくなったり、首の感覚が鈍くなるなどの後遺症に近いものがあり、それがいつ治るのか不安でした。退院後も、薬を半永久的に飲まなくてはならないし、ずっと今後も定期的な受診をしないといけないと思うと、えもいわれぬ不安があります。



## 将来設計に対する損害

- 将来的に結婚をするときに、甲状腺がんであることを理由に拒絶されたり、差別されることがあるのではないかという不安がある。
- 将来結婚式でウエディングドレスもデコルテを出すデザインを選べない。
- がんに罹患していることが原因で住宅ローンを組めず、そのために家を購入したいと思っても出来ないのではないかということも心配している。

訴状より





# 恒久的な救済制度の確立を求めて

- ・この裁判は6人の原告の救済のために提起するものだ。彼らが、安心して療養を続け、人生を切り開いていくことができるように、事故を起こした東電の責任を明らかにする。
- ・甲状腺がんに苦しむ福島県内だけで合計293人の仲間たち、さらには、福島事故の被害に遭い、健康被害の不安を抱えているすべての人々のために提起された。
- ・この訴訟は、原告、弁護団だけでなく、原発被害に心を寄せる多くの専門家、多くの市民の共同の力によってはじめて勝つことができる。
- ・私たち17人の弁護団は、この裁判に必ずや勝訴し、甲状腺がんと事故の司法上の因果関係を明らかにする。
- ・そのことを梃子として、私たちは、原告だけでなく、同じ立場の健康被害を受けた住民に対して、国会と政府に対して、原爆被害救済制度に匹敵する医療と生活の補償制度を作ることを求め、これを実現するまで、私たち弁護団は原告の若者たちと、ともに活動을続けることを宣言する。

## 第3部

2022年5月31日、札幌地裁(谷口哲也裁判長)は、泊原発の運転差し止めを認める判決を下した。

---

# 差止判決の根拠は津波対策の不備

---

○5月31日、泊原発の運転差し止めを認める判決が札幌地裁(谷口哲也裁判長)で下された。

○運転差し止めの根拠は、国の基準で求められている津波防護施設が存在しないという、きわめて単純な理由であった。

○この判決は、安全性を主張立証する責任は実質的には、被告電力側にあることを認めた

○判決は、原発の安全性をめぐる司法判断の枠組みとして、安全性を主張立証する責任が、実質的に、被告である電力会社側にあることを認めた

# 判決要旨より

---

○この津波防護施設について、被告は、泊発電所には既存の防潮堤が存在することや、同防潮堤の地盤に液状化等が生じる可能性が低いことを主張するが、原子力規制委員会から指摘され、原告らも主張する地盤の液状化や揺すり込み沈下が生じる可能性がないことについて、被告は、相当な資料によって裏付けていない。

○口頭弁論終結時において、泊発電所について、基準地震動による地震力及び基準津波に対して津波防護機能を保持することのできる津波防護施設は存在しておらず、設置許可基準規出5条1項が定める津波に対する安全性の基準を満たしていない。

# 津波以外の争点について、避難問題を含めて、原告の主張立証は排斥されていない

---

○原告側が主張していたその他の論点については、泊原発が、津波防護対策を欠いていることが明かであるから、その余の点について判断するまでもないとして判断は示していない。原告は、地震、断層、火山の論点でも負けていないのである。

○「原告らは、本件各原子炉の運転による原告らの人格権侵害のおそれを基礎付ける事実として、主として、①敷地内地盤の安全性、②地震に対する安全性、③津波に対する安全性、④火山事象に対する安全性及び⑤防災計画の適否に関する事実を主張する。

○いずれも、原子力規制委員会が定める安全性の基準等に関連し（①ないし④は設置許可基準規則、⑤は原子力防災対策指針に関連する）、本件各原子炉を運転するためには、その全てについて上記基準等に係る安全性の要請を満たす必要があるものであって、いずれか1つの点においてでも安全性に欠ける場合には、そのことのみをもって、人格権侵害のおそれが認められることになる。

○この判示は、適切な防災計画のない場合は、それだけで運転を差し止めるべきと判断したものである。このような判断は東海第二原発について昨年の水戸地裁判決に続く2例目の判断である。

# まとめ

## 福島原発事故の責任と被害を明らかにし、原子力の利用はやめていくべきです

---

・多くの損害賠償裁判において、東京電力が加害者であるにもかかわらず、被害者に対して「被害などなかったのだ」「避難するのが間違いなのだ」という、「責任の否定」「被害の事実否定」の主張を裁判の中で繰り返しています。

・これを克服していく道は、東電・その役員個人を含めての国の明確な過失責任を司法的に確定すること、さらに放射線被害の存在を「子ども甲状腺がん訴訟」など司法の場で確定させていくことを通じて、「事故の被害などなかったのだ」というとんでもない言説の根拠をなくしていくべきだということです。

・そして、あまりにも危険性の規模が大きく、他にもエネルギーの供給方法があるのですから、原子力の利用はやめていくべきです。ましてや、新たな大間原発の建設や新型炉の開発など、とんでもない暴挙だと言えます。